

ゼロ災＆健康トライアル100

中間応援
NEWS

71事業場でトライアル実施中！

令和7年10月24日から令和8年1月31日までの100日間、「災害ゼロ」と「健康づくり」に各事業場で取り組んでいるところです。今月12日で50日目となります。

石巻・気仙沼保健所から、後半戦に向けた取り組みポイントなどの情報をお届けします♪

使用者は安全配慮義務を、労働者は自己保健義務を

使用者（事業場側）には、労働者が生命や身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう必要な配慮をする「安全配慮義務」が労働契約法により定められています。一方、労働者にも、自分自身の健康を守るために適切な注意や努力を払う「自己保健義務」が労働安全衛生法により定められています。自己保健義務に罰則等の定めはありませんが、自己保健義務を怠ったとして安全配慮義務違反と相殺された判例もあります。

労働災害を起こさず、働きやすい職場を実現していくためには、使用者側と労働者側双方の協力が必要不可欠です。



ハラスメント対策は 事業主の義務です！

令和6年度の業務災害に係る精神障害の請求件数は3,780件と過去最高となっています。かつては管理職に多い疾患と言われていましたが、年代別にみると20～49が約7割に及び、働き手の確保や離職率の低下には、ハラスメント対策が欠かせません。

令和8年度中には、法改正により、パワハラ、セクハラ、マタハラ（パタハラ）

に加え、カスハラ、就職セクハラへの対策が

事業主に義務付けられます。会社の業績向上、企業価値向上を目指すためにも、今から対策を検討しませんか？



共通キーワードは コミュニケーション！

コミュニケーションが取れず、業務連絡が遅れたり、失敗を隠したくなるような雰囲気の職場では、①ハラスメントが起きやすい、②メンタル不調者が生じやすいというデータがあるそうです。つまり、ハラスメントやメンタル不調者が出ていた場合など個別の対応策を考えるのではなく、自然と「報連相」ができ、業務が円滑に進むような職場づくり対策を考えることが重要です。まずは使用者側と労働者側双方が話し合うことから始めてみませんか？



〈保健所でも応援しています！〉

保健所では、「健康づくり出前講座（無料）」や「健康づくり教材の貸出（無料）」を行っています。「保健所から脂肪模型借りてみたよ」「講座聞いてどうだった？」など、社員同士の自然なコミュニケーションを生む“仕組みづくり”として、外部支援を活用いただくこともオススメです。



石巻・東松島・女川の事業場

宮城県石巻保健所健康づくり支援班

☎ 0225-94-6124

